

記入例

※太枠内の住所、氏名(フリガナ)、電話番号に間違いがないかご確認いただき、
個人番号、性別、生年月日を記入の上、ご捺印下さい。

※申告対象年(寄附をした年)の翌年**1月10日まで**に提出して下さい。

(注意)記載内容について、年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

確定申告をされる方
は提出不要です

提出日を記入

平成〇〇年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

必ず捺印して下さい

第五十五号の五様式

平成 年 月 日	吉野町長 殿											
住 所	奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地1											
	フリガナ	ヨシノ ハナコ										
氏 名	吉野 花子		吉野									
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	9	8
性 別	男 · 女											
電話番号	0746-32-3081											
生年月日	明・大	昭・平	40年 5月 30日									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載してください。

寄附をした年月日と寄附金額を印字しています。（寄附証明書の寄附受領年月日と寄附金額をご確認ください。寄附をするごとに提出が必要です。）

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成〇〇年▲月□日	20,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合に限り、チェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である



(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告

書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項）に該当する場合に限り、**ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が年間で5市町村以下**であると見込まれる場合のみ、チェックをしてください。

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日以後に該当する場合に限り、**当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的**により、**申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。**）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から1月2月31日の間に申告の特例を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

※ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと寄附金」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務手続きをしなくても、所得税・住民税の控除が受けられる特例制度です。

※寄附をされる市町村に申請書を提出して下さい。申請書は郵送または窓口での受付のみとなります。（郵送の場合は、同封の返信用封筒をお使いください。郵送料は寄附者の負担となります。）

※地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が**確定申告または住民税申告をした場合**は、ワンストップ特例の申請自体が**なかったもの**として取り扱われます。医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず**寄附金控除の手続き**も行ってください。

（ご注意）ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効となります。この場合は確定申告・住民税申告をしてください。

<ワンストップ特例を申請する皆様へ>

【ご注意ください】

確定申告をする方や6自治体以上に寄附をする方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合とは？

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ **6自治体以上に寄附をした**
(同じ自治体に複数回寄附をしても、それは1自治体としてカウントします。ただし同じ自治体に寄附をした場合、その都度申請書の提出が必要です。)
- ・ **寄附をした翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出をしていない**
※ワンストップ特例を申請した後に、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附をした翌年の1月10日までに寄附をした自治体に届け出れば特例が適用されます。
(申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。)

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには…。

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

申告の際には別途送付しております、寄附証明書を添付して下さい。

ご不明な点がございましたら、吉野町役場 産業観光振興課 ふるさと納税係(0746-32-3081)
までお問い合わせください。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

(※)・確定申告が不要な給与所得者等が対象
・5自治体以内のふるさと納税の場合

